三八七　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　一七　四　242　八

三八八　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件　一七　五　242　八

三八九　令和四年総務省告示第三百二十五号の一部を訂正する件　一七　二　242　八

三九〇　令和四年総務省告示第三百十七号の一部を訂正する件　一七　三　242　八

三九一　令和四年総務省告示第二百七十八号の一部を訂正する件　一七　三　242　八

三九二　平成六年自治省告示第二十号の一部を訂正する件　一七　四　242　八

三九三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一七　五　242　八

三九四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一七　五　242　八

三九五　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　一七　七　242　八

三九六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　一七　七　242　八

三九七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一七　八　242　八

三九八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　一七　八　242　八

三九九　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　二二　三

四〇〇　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件　二二　三

四〇一　周波数割当計画の一部を変更する件　二二　三

四〇二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件　二四　246　一三六

四〇三　特定国外派遣組織を指定する件　二九　一

○中央選挙管理会

二一　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件　二　四

○消　防　庁

一七　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の主たる事業所の所在地の変更に関する件　三〇　三

二七六　日本国に帰化を許可する件　七　四

二七七　〃　八　一

二七八　〃　一〇　一

二七九　更生保護事業会計基準の一部を改正する件　一〇　236　五六

二八〇　除籍の一部が滅失した件　一五　五

二八一　日本国に帰化を許可する件　一五　五

二八二　除籍が滅失した件　一六　一

二八三　日本国に帰化を許可する件　一六　一

二八四　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一六　二　一

二八五　除籍が滅失した件　二一　一

二八六　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二一　一

二八七　日本国に帰化を許可する件　二一　一

二八八　〃　二二　四

二八九　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二二　四

二九〇　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二二　四

二九一　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二四　一

二九二　除籍が滅失した件　二八　一

二九三　除籍の一部が滅失した件　二八　一

二九四　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十一条第二項第七号及び同法第五十七条第一項第四号に規定する法務大臣が定める基準を告示する件　二八　二

二九五　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二八　二

二九六　日本国に帰化を許可する件　二八　二

二九七　〃　二九　一

○公安審査委員会

五　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく意見陳述の通知の件　八　二

○外　務　省

三九七　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一　二

三九八　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一　三

三九九　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二　231　七